

明治聖德記念學會紀要 第二卷

研究

三社託宣の歴史的及び批評的研究

(承前)

文學士 星野日子四郎

次に聊か以上の諸説を総合して舉見を加へんに、

(一) 所謂三社托宣文其物に就きては初より斯かる成形を得しものにあらざるべし。先づ天照大神の託宣は砂石集に出でたる聖德太子語より出でたることは既に先賢の説きし如く、又八幡大菩薩春日大明神の託宣も決して貞丈翁等の推想に異なりト部兼俱の新作にはあらず。前者は八幡愚童訓中に見ゆる同神の託宣。後者は諸神本懐集。

に載せある八幡託宣に基きたるもの、而してそをト部兼俱若くは其先代の或は漢文に譯し、或は二三の文字を改め、變造以てその形式を均齊シナリオにし、三神に配當し巧妙なる通俗の信仰個條を編成したるものなり。猶ほ詳細は前章三社の部并に後條各文詳説の所にあり、參看すべし。

(二) 其託宣なりや讃なりやの説に就きては前項に説きし如く、既に他書に格言若くは託宣として出だしものゝ改造なるが故に讃。。。にあらざりしや明なり。然らば何故に山崎閑齋の此説を主張せしやに就きては博學大才の平田篤胤翁すら其據を追究せられざりしなり然るに此事たるや閑齋の高弟保井澠春海谷重遠等の著書にも見ゆること如上引用せし如きも其出所を記さるなり、されど愚見を以てすれば此説は閑齋之を其師吉川惟足に承けたるなるべく、又惟足は卜部兼俱の主張せし三社の神の各々嵯峨弘法伊比丸に託宣ありしとの説に修正を加へて此見解を出したるものなるべし。蓋し惟足は兼俱の裔萩原兼從に就き吉田流神道を學び後自己の新見をも加へ吉川流神道の一派を開きたる人なれば大體は吉田家の説に従ふも妥當ならずと信せし點は之を改めしならん蓋し其意に思へらく、此託宣の文體は託宣よりも寧ろ贊とする方適當なり其贊の如く見ゆる故其文自身の體裁意味のみならず形式上より言ふも當時此三神の或は官像に畫かれ若くは其名號を書せられて之に伴ふ此文は恰かも

嵯峨天皇と弘法は有名なるも、伊比丸のみは其裔と稱する兼俱一派の歟々するに止る不思議なる人物にして、其事蹟世に知られざるが故に、其子孫ト部家にて最も世代の之に

近き有名の人を求むるに、ト部兼延は唯一神道名法要集の著者と稱せられ。萬葉元年證明
畢の語あれと
も其實兼俱の著にして名を彼に托せしもの
なるべきは夙に林羅山等の指摘せし所なり

吉田派、即唯一神道流學說組織の開祖に推さるゝの觀あれば、此を以て彼に代へ終に三人三社分贊の説を樹てしなるべし。惟足は養父歿後商を罷め中年神道に志したる篤學者なれば、其學祖として兼延を尊ぶこと甚しく、神道の真義古傳は斯人ありとせるものなり。其著

神道大意○一名萬神起元、是亦ト部兼直撰
後鳥羽院へ密奏の古書に托せらる

其講義に曰く

儒佛の道をも尤用ひて不捨處はあれども、彼二教は各古法の傳授を失へば、そばつらなることを諂ふ也。吾道よりは儒へも不審を云そ、爰に至て傳教弘法も兼延に値て閉口して門弟となられたことぞ。

署仙儒の説の行
き詰まるを論す

菅丞相も江匡房も爰に至りて閉口せられたり。傳なき時は如此あやまること也。

私に云、天神は好眞(ト部系圖等によれば兼延の父)に傳、匡房は兼延より傳へられたる歟

を一讀せば彼が伊比丸を採らずして兼延を以て嵯峨帝と弘法とに伍せしめたるの偶然ならざるを知るに足らん。但し兼延とすれば兼俱の三神同時託宣説はそれ自身破

れざるを得ず。何となれば伊比丸を嵯峨弘法同時の人とするに、兼延は彼家の系圖や相承次第によれば其七代の孫明法要集によれば萬壽年間の人なればなり。而して三社共に嵯峨天皇若くはト部兼豊一人の作れる讀との説は畢竟此説の更に轉訛せるものに過ぎざりしならん。猶ほ後條三社託宣とト部氏關係論を參看すべし。

又惟足閑齋の兩人は師弟相率ゐて此説（託宣に非ずして賛なりとの説）を實際に行ひ、則ち惟足は閑齋の爲めに垂加靈社の號を書し閑齋自ら之に賛をなしたるものあり。體は純然たる賛なれども語は鎮坐本記等に見ゆる天照大神の託宣と稱せらるゝものゝ中を探り、而も三社託宣と其旨を一にするものあり。其見に基きたる自己社號讀と古筆三社託宣父祖三代相傳の事實とは兩々相對し後人をして尙ほ無量の感想を惹き起さしむ。

垂加文集

山崎家譜

寛文八年十一月二十二日庚午冬至蒙垂加靈社之號吉川惟足書之自賛曰

神垂祈禱冥加正直我願守之終身勿忒。

垂加草

神垂以祈禱爲先冥加以正直爲本此神託出鎮座傳記寶基本記倭姬世記嘉自賛（下略前に出づ）

(三)此三社託宣は元來如何なる形にて表はれしものなるかを考ふるに、天照皇大神宮の託宣は所謂聖德太子の語と傳ふるもの、春日大明神のは八幡大菩薩の託宣の一部なること、他書にも散見するものにして、それは前陳の如し。而して太子の語は漢文、八幡(春日を含む)の託宣は假名交文にて書き記されたるものなるを見てト部の兼俱若くは其先代が此三者を同一體の漢文に書き改め、三社に配當したるものなる可し、こは又既に説きしが如し。

然るに徳川時代の僞作にして此漢文を和譯したる倭論語の文に拘泥し同書に見ゆる天照大神宮の實勅は或は神宮に類聚三代格天長元年九月廿七日官符に見ゆる神護景雲三年和氣清麿に御託宣ありしもの、及東大寺要錄弘仁十二年八月十五日の官符に引ける延暦二年五月四日託宣若くは其孫引)を和譯したるに過ぎざるなり同書も徳川時代澤田源内の僞作たるは別に論ずべし。眞野時繩の如き其著古今神學類編に於て博引旁證せるにも拘らす原文は和文ならんと論するに至りし如きは、(断言せざ)千慮の一失とも稱すべきか。

(四)比較的古き書例之八幡最童訓の如し、尙詳は託宣文各論の條を看よ。に當該神の託宣と明記されあるものは八幡大菩薩の託宣のみなること前に記せし如し。而して此八幡大菩薩の分と雖も、神護景雲三年和氣清麿に授け給ひし託宣の簡単なる形式のものに後世追々に佛典の語を増加敷演し行きたるものと思はること、後條其部に詳説せん。

(五)其年代に就きては、先賢も既に論せし如く天照大神の託宣は無住法師の沙石集弘安二

年(西暦一二七九)の自序及び各巻の跋を通觀するに此書は同年一と先成り其後も増補し行きしものなるべし。に聖德太子の語(文字多少異同あるも)とせしものなるを見れば少くとも此時迄は齊形整式の三社託宣存在せざりしなり。然るに更に進みて考ふるに三社託宣の本文が南都東南院の池水に顯はれたりと稱せらるゝは正應(此年號は五年)間に其第三年(西暦一二九〇)庚寅の序ある八幡宇佐宮御託宣抄に見ゆる託宣文には未だ現今我々の有せる所謂三社託宣文の語はその半を有するに過ぎず、是れ三社託宣變遷の過渡時代に在るものなり。然るに八幡愚童訓に至ては既に現今之託宣文と同一の語あるに至れり。而もこは猶ほ未だ長き託宣文中の一部をなせるに過ぎずして三社託宣中のものゝ如く獨立の形式をとらず、又漢文にあらずして假字交り文なり。八幡愚童訓に載する八幡託宣中に春日明神託宣の眼目たる慈悲及び天照皇大神託宣の根本義たる正直を好み給ふことも數々見ゆるも、こは前出の諸書に於て現はれしも如し。八幡神を他二神に對比せしむる特色未だ此書中に見えず。又三社託宣中の天照皇大神のものに關しては元應二年(西暦一二九〇)初陽中旬著者外宮禰宜度會家行の自序ある類聚神祇本源(勿論此書も亦真書にあらずと雖も疑爲書中比較的古きものなり)に神宣篇を設けあるも此もの見えず。又鎌倉代に至るまでの春日神社の託宣は春日驗記春日託宣記等に見ゆるも、三社託宣中にある春日分あらず、以て此三社託宣は少くも鎌倉時代には未だ生ぜざるを察するに足る。更に降りて、諸神本懷集に至り、漸

く春日明神の託宣に相當するもの見ゆるも漢文にあらずして且つそは八幡託宣の後半部に過ぎず。諸神本懷集一本に僧存覺

本願寺三世覺如の第三子著書多し、文中二年(北朝應安六年)二月寂す年八十四

の「元亨四歲甲子正

月十二日依釋了源託染筆訖。此書雖有日來流布之本文言似令相違、義理非无不審之間、大略加添削畢。

是則依爲願主之命也、定拓諸人之嘲歎」の跋あり。之によれば真宗假名聖教

闕典錄批評の如く此鈔は存覺師の始めて選述し給ふに非ず、元よりありしを刪修したるに過ぎざりしを傳こと勿論なれども之を讀むに同師同時代の筆とは見えず。或は

親鸞の師法然上人の作と傳ふる人もあるとの事にて著者及びその作の年時共に不明

を免がれず、而して我輩の見によれば該書の一本に又永享十年

西暦一四三八年

戊午十月十五日書

寫之畢大谷本願寺住持存如と奥書あれば或は此頃の作ならんか。即ち此頃に於て僅

かに三社託宣の材料漸く具備せしも、未だその編成に至らざりしなり。飯尾永祥著の

撮壊集(彼は足利の世臣にして訴訟を掌り、且つ稽古の志篤く幼子姪に教ふんがため事物の名を類聚したもの)は、享徳甲戌即其三年西暦一千四百五十四年十有一月乙未の序あり

て、其神部に天神七代地神五代土七社、中七社下七社及諸社の目あれども、三社も亦其託宣の事も共に見えず、蓋し恐らくは此時三社託宣は未だ生せず、或は生じたりとするも廣く世に行はれざりしものならん。詳は後項而して同託宣の確實なる書に見ゆるは、我輩の寡聞なる未だ前出實隆公記に載せる後土御門帝の文明二年に崩し給ひし後花園上皇

の御宸筆より古きを發見する能はず。之に據れば勿論同年以前より既に存在し、同院の御筆に上りしは疑を容れざるも、其十九年後なる延徳元年西暦一四八九に至りて、猶ほ後土御門天皇并に甘露寺親長の始めて其由來を兼俱より聽かれ、實隆公記にも「有興之間記之」となし天皇も親長も、各この託宣を受けたる人名の一部を忘失せられ、而も博學多才の三條西實隆卿にして、尙之に補註せざりしが如き、如何に此傳授説の新しく、且つ兼俱以外の人には能く知られざりしものなるかを知るべし。恐らく三社託宣文それ自身は文明年中を距ること遠からざる時代に於て彼兼俱の編成し遂に後花園院の御信仰を得るまでに至りしも、其傳授説の如きは長享延徳の交に至り兼俱の案出せるものならんか。蓋し此頃は此託宣頗る廣く行はれ、漸次此く重々しき傳來說を作り、オーリチーを増す必要を生ずるに至りしならん。而して其後益々盛に行はれしは、文龜二年西暦一四九一中御門宣胤の數々此揮毫を依頼せられしこと既に前に陳べしが如き見ても知るべきなり。之を要するに三社託宣は鎌倉時代は勿論足利氏の初期までは未だ現出せざりしなり。此事實も亦彼の三社伊勢八幡加茂を終に伊勢八幡春日と思ふに至れる、新時代思想と能く吻合するものたることは前章三社の部既に之を説けり。又彼の延暦二十二年西暦一四八三十月三日及び弘仁十三年西暦一四九二二月十三日の奥書を附し、傳教大師の作

に托し、徳川代承應二年

西暦一六五三

に出版せられたる、神道深秘に此文見るも、こは勿論三社託

宣の既に現はれたる後に之を取り入れたるものにして、又承久元年

西暦一二一九年正月十八日穀

倉院別當清原良業以下代々撰者を列記する、倭論語にも

既に前略に略述せり。他日詳細なる批判を與ふることあるべし。

亦之を載

錄するは亦同じく徳川時代の偽作にして、却て漢文の三社託宣を和譯せるに外ならず。

又蘇我馬子等撰と稱する舊事大成經にも之を敷演せるものあるも、是れ亦同代僧潮音の偽作せしものにして、却て其文字思想共に三社託宣文より來りしに過ぎず。但言一

毛鈔等の之を信じ、却て託宣文の省略文なりとせるは本末を顛倒せるものと謂つ可し。

(五) 三社託なるものが抑も何人に神より託宣せられしやと云ふにト部兼俱は

天照皇太神は 嵐嶽天皇に

八幡大菩薩は 弘法大師に

春日大明神は 伊比丸ト部家にて其一
祖先と稱する者

に同時に託宣せられたりと云へり。是れ彼の實話なること、既に前に引用せし(甘露寺)親長卿記長安三年(延徳元年六月廿八日條)及び(三條西)實隆公記同年八月廿九日條に徵して明なり。嵯峨天皇と弘法大師は固より同時代なるは論なきも、伊比丸も亦果して然るやに就きては首肯し難し。蓋し伊比丸は兼俱の祖ト部兼延の萬壽元年證明畢の書と稱せらるる唯一神道名法要集其實兼俱の著

んならに據れば彼^{又伊日麿意味}呂は老少の差こそあれ、中臣鎌子、即藤原鎌足と同一時代に屬し、齊明天智兩天皇の時の人とせり。又神代卷家傳聞書等は彼を以て鎌子より神道の附屬を承けたりとすること、名法要集^{孝德天皇大化六年即白雉元年}右附屬の備書を載すに同じきのみならず、更に鎌足の養子とせり。然るに續日本紀には其附屬と稱する年と稱する白雉元年^{西暦六〇八}より五十八年後の和銅元年^{西暦七〇八}三月庚午朔丙午以從四位上中臣朝臣意味麿爲神祇伯^{西暦六五〇}とあり、其間何ぞ長きや。況んや更に壹百二年の後なる嵯峨天皇御即位の弘仁元年^{西暦八百十年}まで彼の生存し得べき理あらず、其謬妄知るべし。

ト部記には却て彼の曾孫神祇伯智治丸が同天皇弘仁八年十二月五日ト部宿禰平麻呂卒去條に、年七十五とあれば、平城天皇の大同二年（西暦八〇七年）に生れたるなり。其の父としての彼が

是れ名法要集所載の唯受一流血脉等と合し、又ト部系圖等に據れば、彼は平丸の父なり。然るに三代實錄陽成天皇元慶五年（西暦八八一年）弘仁八年に活動するも年代に於て、矛盾せず。されども三代實錄の記事を熟讀するに、「平麻呂者伊豆國人也、幼而習鮪ト之道、爲神祇官之卜部、揚火作龜、決疑義多効。承和之初遣使聘唐、平麻呂以善卜術備於使部、使還之後、爲神祇大史、嘉祥三年轉少祐、齊衡四年授從五位下、天安二年拜權大祐、兼爲宗主、真觀八年遷三河權介、十年授外從五位下、累歷備後丹波介卒時年七十五」とあれば、彼以前は微々たる伊豆卜部にして彼に至つて始めて其特に鮪トの小技に巧に、且つ外國に使したるの功あり、又長壽にして漸次昇進により始めて從五位下丹波介となり家を興したるのみ神祇伯に昇りしこと見えず、若し彼の家にして累代神道の大道を相承し、神祇伯として中央政府の神事を掌りしものならば、豈に斯の如き記事あらんや。故にト部家の祖智治麿の神祇伯たりしと勿論虚談のみ。されば伊比丸にせよ、若くは一步を譲りて智治麿呂にせよ、到底嵯峨天皇や弘法大師と比肩して神託を受くべきにあらず。是れ畢竟兼俱の假托に出でしことなれば此伊比丸を以て天皇と同時代の人物とし、或は三社託宣の由來を説明する際には、嵯峨天皇と同様の人物と説き、以て不知不識此時代錯誤の矛盾に陥るに至りしに非ざるか。何となれば全然別家たる中臣氏の人を附會したる伊比丸にしあれば、其生年代の

兼俱の都合にて恣に取り變へらるるが如きも亦自然の結果なればなり。而して幸に正史續日本紀のあるあり、以て其傳承説の眞ならざるを證し得て餘あるを覺ゆるなり

次に何が故に嵯峨弘法伊比丸の君臣を此託宣を受けたるものとしたるやに就きては誠に淺薄至極の推測のやうなれども、愚説なきにあらず。即ち前陳の如く該託宣は、或は掛物とし、或は習字の手本とするものなれば、當時の能書家特に有名の人物
なれば益々宜しを撰みて揮毫を依頼せじものなるべきこと、其頃能筆家なる中御門宣胤の例によりても察知し得べし。されば兼俱は此事より思ひ付きて古來有名なる書道の三筆と稱せられたる此人々に此託宣を托せしものにあらざるか。蓋し嵯峨天皇弘法大師橘逸勢は古來書聖として世人の尊敬を受けしは人の知るところ然るに其中逸勢一人は不幸貶謫の災に遭ひ一世代を経るに従ひ、前兩者ほど人口に膾炙するに至らず。此に於て兼俱は三社託宣の第一たる天照皇太神の託宣を以て皇室の嵯峨天皇に附會し、又真言密教に少からざる因縁あるト部流神道の主張者兼俱は我真言の初祖弘法大師を以て八幡の托宣を受けしものとしたるも偶然にあらず。而して逸勢の世俗に忘却されんとするを利用し、之を自己祖先の一人にして、鎌足より神道を傳授せしと、兼俱の自稱公言せる伊比丸に

鎌足等中臣藤原氏の祖神春日の託宣を假托せるは固より其所なり。然れば三社託宣として三神の天啓を三對にし、以て其形を整ふるに至りしは、全く兼俱の手腕にして和歌三神、軍三神、附言書道にも既に三筆等の名目ありたりの生する時代精神を利用せるものの如し、斯くて所謂三社託宣てふ物此に其成形を見るに至りしものとす。

百尺竿頭一步を進めて三社託宣に顯はれたる思想の由來源泉を考へんに、此三託宣は古人其字句の拙劣なるを攻撃すると雖も是は八幡春日の二託宣を兼俱の創作と見ての事なり。而もこは創作に非ずして實は和文の原資料を漢譯せしより起り来る必然の結果なりと謂はざる可からず。而て我輩は今古人の批評せし部分以外に就いて更に考察の歩武を進めんに、彼の託宣中「重服深厚」の語ありて、是語の用法妥當ならざるの憾あり。蓋しこは諸神本懷集の和文を漢譯せしものなるが諸神本懷集に於きては「二親の重服なりとも」と明鬯に記せり。然るに之に深厚の二字を加へたるは蛇足の譏を免れず。軍防令議解に「凡衛士申上番年雖用重服謂父母喪不在下限」とも見え重服とは父母の喪中を指し彼の輕服に對したるもの、然るに之に深厚の語を加へて意味を曖昧にせしは誠に人を誤り易し。故に漢文の託宣より更に又之を和譯せる倭論語は「重服の深き家」に作り、文意更に晦澁となり、終に和論語の或評註家をして「重服忌服中更に忌服を重

ぬること」と誤りて註解せしむるに至れり。但書一毛抄のものは深奥に作りあり、すべて同書のものは比較的文義稍妥當の傾あれとも後出の書にて種々修正を経たれば採り難しきを憾むべ。又慈悲耶見は純然たる佛語にして可到可趣は來迎の義にて明かに佛意なり。

そは古の批評家の説の如し。而も更に我輩は影向の意なりとの一語をも念の爲めに加ふるの至當なるを知る。然れば今や更に進みて其各文に就きて論すべし。

第一天照皇太神宮御託宣を一貫するものは正直の教なり。實に正直は儒佛耶共に之を重んずれども、中古我神道に於て諸德中最之を重んせること、猶儒の仁、佛の慈悲、耶の愛に於けるが如し。されば之を教え給ふものを先づ天照太神の神託と稱したるなり此事既に伊勢外宮神道五部書中にも見えたり。

倭姫命世記

泊瀬朝倉宮大泊瀬稚武天皇即位廿三年己未二月倭姫命召集於宮人及物部八十氏等宣久神主部物忌等諸聞、吾久代太神託宣麻志方之本(中略)神垂以祈禱爲先、冥加以正直爲本。前陳山崎閑齋の事參看すべし(中略)日月廻四州雖照六合須照正直頂與詔命明矣(下略)

しかのみならず或は無住法師の砂石集にも聖德太子語と稱し之に似たるもの引き猶ほ左の語を加ふ、こは勿論其文辭の上より考ふるもその今めかしき固より太子の語にあらざる可きや明かなり。

砂石集

正直なれば神明も頭にやどり貞廉なれば佛陀も心を照す、現當ニ世無爲安樂なるべき事正直には過ぎず。法華には柔質直者則見我釋迦身と説て、やはらかにすぐなる者我身を見るべしと釋尊も説き給へり。いかにも詔曲の心をして、正直の道に入るべきをや。

又日月廻四洲中略須照正直頂云云は

禮記

天無私覆地無私載日月無私照奉斯三者以勞天下此之謂三無私。

と頗るその思想の酷似せるものあり。恐らく思想上古く互に相接觸せしことなきか、推古天皇十二年(西暦六〇四年)聖德太子作憲法第三條并に孝德天皇大化六年(西暦六四五五年)盟詞に天覆地載の語あり勿論之と直接の關係なきも或は多少の参考に資すべきなきにあらざるか。思ふに此事の夙に我國人の注意を惹きたるは「明文抄」に「三無私」として之を抜萃しあるにても明かなり。

八幡大菩薩の託宣と稱せらるるもの亦諸書に散見するを見るに、天照太神の此託宣に類似せるもの甚だ多し、今其數例を舉ぐれば

八幡宇佐宮御託宣抄

凡御託宣に正直の人の頭をすみかとす。詔曲の人をばうけす。

八幡愚童訓

神護景雲三年七月十一日御託宣略中正眞○直人の頭を棲とす詔曲の人をば不稟。

神龜元年筑前國若槻山香推宮造崇聖母大菩薩○神功皇后給へり、正直者頭と梢平相枝我可住と御誓ある故とて、余所杉木立事替、此社頭相枝梢平生たり。

大菩薩正直頭○スカトシ、武内無實讒奏ヲ歎給フ。

十訓抄

光明山といふ山寺に老尼有けり、いかなる故にや日吉付なやまし給ひてさまぐ此託宣ども聞えける時略○中八幡大菩薩添正直の者の頭にやどらんと誓はせ給に合て、

ありきつゝきつゝみれともいさきよき人の心をわれ忘れめや。とよませ給へるたのもしさよ。

三社託宣一毛抄

八幡の御誓に人の信心を岩清水とし、正直の首を宮社にし給ふ。

の類枚舉に遑あらず。又其餘諸社諸神も正直を悦び給ふ事種々の書に見ゆ。

即ち天照太神の此託宣の原文は砂石集には聖德太子語と稱せられ又其趣旨は他神にも共通し特に八幡に最も多きに拘らず是は此神の託宣最も多く且つ書に記されて残れるもの多きこと與て大に力ありしなるべきも兼俱は之を特に天照太神を配當せり。こは他神の託宣と一括して更に論評すべし。

勿論正直の語は支那の古語に猶此正直と神との關係につきての支那の古今の書に見ゆる數例は後註を見よ然れども右は文字の採用に過ぎずして精神は我國固有出色のものなるは論を待たず

毛詩○小雅 小明篇

嗟爾君子無恒安息、靖共爾位、好是正直、神之聽之、介爾景福

○尙書洪範にも「三德一曰正直、二曰剛克、三曰柔克」とあり

にも見えたり、されど我神道に於ては最も盛に且つ重く之を用ひたり。

二八幡大菩薩御託宣は勇猛精進と清淨とを教ゆるものにして、古今神學類編に三社託宣は八幡愚童訓に見えたりと只ほんやり記しあるのみ。然ればこは單に其意味ある文を指ししか、或は又略ぼ同語より成るを指すか詳かならず。此外他書に頗る之に類似するものを擧げたるものあるも、僅に該託宣の一部を擧げたるのみ。我輩は當宮事勅問之次不測備天覽者也可謂證本乎神道長從二位兼俱の奥書ある群書類從本八幡

愚童訓によりて既に前條に今云ふ八幡の託宣に適切に符合するものあるを擧示せし
が、是に於て彼が此書によりて此託宣を漢譯し同神に配當せしなるべきこと益々信し
得べきのみならず、更に進みて其文體變遷の徑路をも明かにせんとす。八幡託宣の最
も古き形式に在りては左の如き簡朴のものあるを知る。

類聚三代格

大神○八幡○託宣、夫神有大小、好惡不同、善神惡淫祀、貪神受邪幣○下

とす。是れ天長元年九月廿七日太政官符に見ゆる所にして實に神護景雲三年西暦六九七

豊前國宇佐八幡大神の和氣清麿に御託宣せられし有名のものなり。然るに佛教の影
響次第に顯著なるに至るや託宣の文辭も亦次第に變化して

八幡宮宇佐御託宣抄

銅燔於爲座止毛邪幣於波不受志從此利以後不嫌汚穢不淨須詔曲不實乃者乎嫌布
奈利。

となり、銅燔云云の如き佛典語を雜え用ひしも、此語は既に日本靈異記に見えたり其我國入に知られたる古く久しきを見るへし猶ほ邪幣不
受は原形を存せり。されど八幡愚童訓に見ゆるものに至りては殆んど佛典語となり、
三社託宣文は更に之を漢譯したるに過ぎざるは既に前に述べたるが如し。而して此

語の出所の梵網經に出でたるは既に僧亮盛の著三社託宣一毛鈔にも見ゆ。呑熱鐵丸不以破戒之口食信施以此身臥熱鐵上終不以破戒之身居于信心檀越坐。又同様の語が善見律に出でたることは高田與清翁の松屋棟梁集に於て既に彼の道破せし所是亦前に引證したり。同大人の見る能はざりじ原梵文も昭代の餘澤同人長井眞琴學士の惠によりこゝに其文を擧ぐるを得るは我等の衷心愉快を感じざるを得ざる所なり。

梵網經(列一、一〇右)

復作是願寧以此口呑熱鐵丸及大流猛火經百千劫終不以破戒之口食信心檀越百味飲食。復作是願寧以此身臥大猛火羅網熱鐵地上終不以破戒之身受信心檀越百種牀座。

善見律毘婆沙(張八、六四、左)

外袈裟繞頸 内行不淨法 已行惡法故 死則墮地獄 鐵丸熱光炎 寧可各取死若有破戒者 不應呑信施

Kāśavakauṭhā bahavo pūpadhammā asaṁñatā pāpa pāpelī kammeļi niayante upapājīye seyyo ayogijo bhutto tatto aggisikhūpamo yañ ce bhuñjeyyu dussilo ral̄thapindam asaṁñato.

而して斯の如き思想は猶ほ他の佛典僧史にも少からず。

佛所行讚(推求太子品藏、七五六、右)

日月墮於地、須彌雪山轉、我身終不易、退入於非處、寧身投盛火、不以義不畢、還歸於本國、入於五欲火。

tad evam ap'yeva ravirnaliit pated api sthiratvam Himavān giriis tyajet
adīstatattvo viśayoumukhemidrijah śreyeyu nā tvera gṛhān pṛthagjanal

禪宗正脈

雪峰文悅禪師○中略嗣法大愚時之大愚時之○小參舉○中略百丈歲夜示衆語を擧げ且つ近時禪門後生の不勞素餐を嘆す豈不見、教中道、寧以熱鐵經身不受信心人衣、寧以洋銅灌口、不受信心人食○下

又松屋棟梁集によれば梅村載筆に既に此八幡大菩薩の託宣を以て禪宗正脈雲峰悅傳中の語に本つきたるものなりと云ひしこと既に我輩引用せしも我輩のよみしものは故榦原芳埜翁の遺書なるが此項なし。猶ほ尋ねべし。

支那に於ても古く既に斯かる思想の見えしは至治馨香、感于神明、黍稷不香、明德維馨は尙書君陳編に見え、又神不享非禮、民不祭非族の語は左傳晋李克の太子申生に告げたる語にして、我國にて久しき前より人々の注意を惹き之を服膺したるは寛弘○弘古本治に作るは誤る四

年〇〇七八月十七日撰者源爲憲の自序ある「世俗諺文」に之を抜抄しあるにても知らるべし。

此思想も亦我國の諸善神にありては殆んど共通にして犬牙交錯し隨て天照大神の託宣たる正直の教が、八幡のものに現はれしごとく、八幡託宣の此思想の一部も亦外宮派神書所載天照皇太神の託宣に見えたり。

御鎮座本記に

神明饗德與信不求備物焉。

寶基本紀に

垂仁天皇即位廿六年冬十一月新嘗祭夜、神主物部忌八十氏等詔曰、吾今夜承太神○
照皇所託宣也○略○中各念祭神禮以清淨爲先以真信爲宗。

あり以て三社託宣の原形が今の如く劃然たる區別なきの一端を察すべきなり。(未完)

*孝謙天皇の天平勝寶八歳先皇聖武天皇の御遺愛品を東大寺廬舍那佛に献じ給ひし中の鷹毛屏風に「正直之言、倒心逆耳。正直爲心、神明所佑」云々の語あり、而て其後鳥羽法皇の東大寺に幸し高階通憲(博學宏才の)に之を讀ましめ給ひし事(本朝世紀康治元年五月六日條に見ゆ、同書之を以て晋王義之の書となすも(或は光明皇后の)實は此名不詳の支那人の書なり(東大寺軒物帖及筆とする者あり)又唐柳子厚文にも「聰明正直謂之神」及清蒲松齋著聊齋志異王六郎傳中にも「君正直爲神足慰人之心」云々の語あり。
*日本靈異記「已作寺用其寺物作牛役縁」に「寧飢苦所道飲銅湯而不食寺物、古人諺曰現在甘露未來鐵丸者其斯之謂矣」云々